

補助金交付申請の手引き

第1 事業の概要

1 事業の概要

鎌ヶ谷市空家等除却推進事業は、空家等の除却を推進することにより居住環境の整備改善を行うため、市内の空家等を所有する者などのうち、空家等を除却しその跡地を地域の活性化に資するために活用する事業又は公共的に活用する事業に対して、空家等の除却に対する経費の一部を補助する制度です。

2 補助の対象となる事業

補助の対象となる空家等の敷地内に存する建物、門扉、塀、立木等の敷地内すべての工作物を撤去後、整地工事を含めて更地とし、その跡地を次の各号のいずれかに10年以上活用する事業となります。

- (1) 地域の活性化に資するために活用する事業
- (2) 公共的に活用する事業

3 補助金の交付を受けられることができる方

- (1) 補助の対象となる空家等の建物を所有する方
(所有する方が複数人いる場合は、申請者以外全員の同意が必要となります。)
- (2) 補助の対象となる空家等の建物を相続した方
(相続した方が複数人いる場合は、申請者以外全員の同意が必要となります。)
- (3) 補助の対象となる空家等の建物が存する土地を所有する方
(所有する方が複数人いる場合は、申請者以外全員の同意が必要となり、(1)又は(2)の方の同意が必要となります。)

※市税を滞納している場合や所有権以外の権利が設定されている場合などは対象外

4 補助対象事業経費

補助の対象となる事業のうち空家等の建物の撤去に要する費用が対象となります。

建物の撤去に要する費用は、建物の撤去に伴い生じる仮設に要する費用及び資材の処分に要する費用を含めた費用となります。

5 補助額

補助対象事業経費の2分の1かつ上限50万円

(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

6 申請の受付け期間

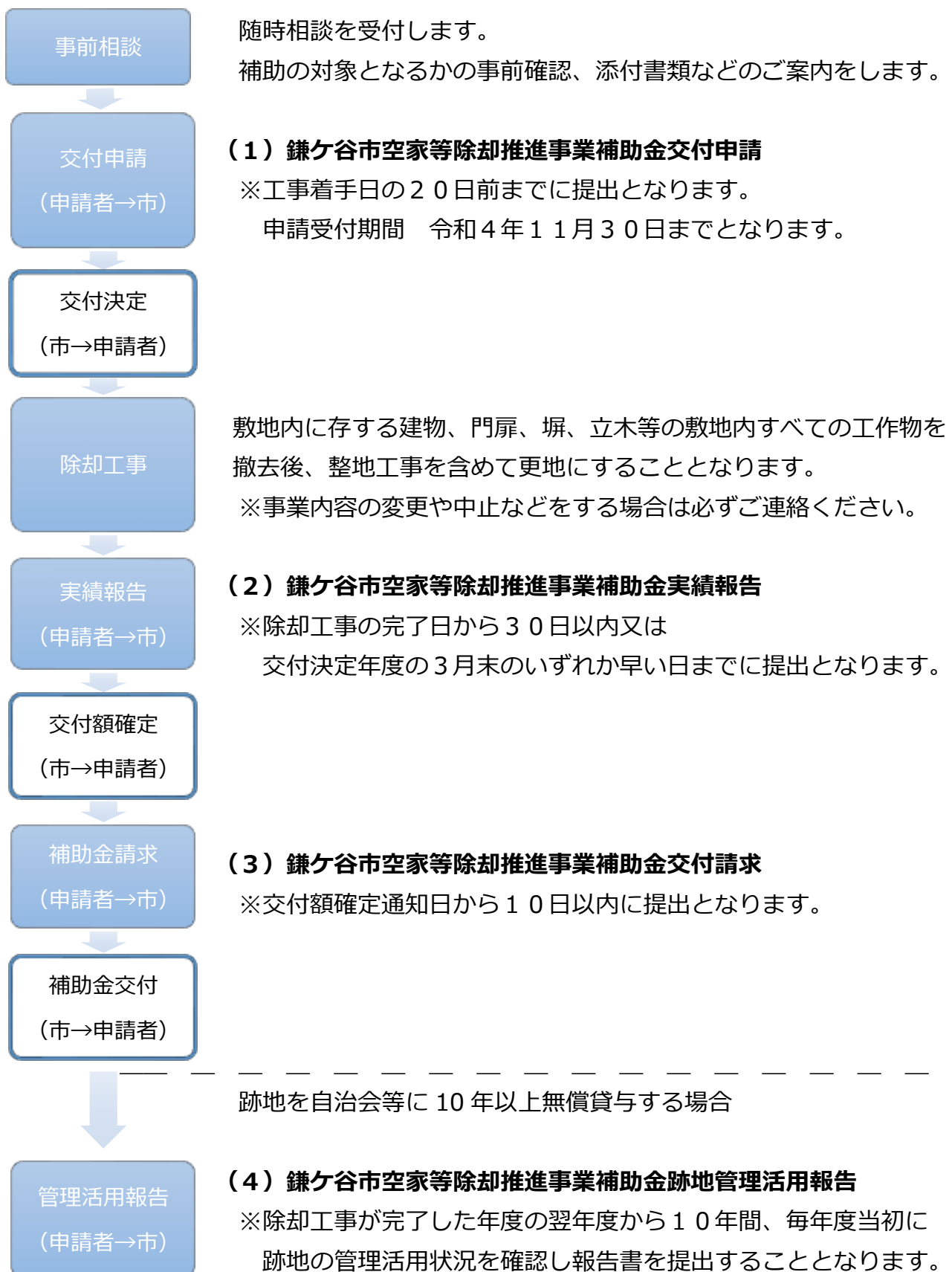
令和4年度の受付けは、令和4年11月30日までとなります。

7 その他

- (1) 偽りその他不正の手段等により補助金の交付を受けたときは、その全額又は一部を返還していただくことがあります。
- (2) 除却後の跡地を自治会等に10年以上無償貸与する場合は、空家等の除却工事が完了した年度の翌年度から10年間、毎年度当初に跡地管理活用状況を確認し市へ報告書を提出することとなります。
- (3) 必要に応じて空家等に立ち入り状況を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

第2 補助金の交付申請をする場合の流れ

1 手続きの流れ



2 提出書類

(1) 鎌ヶ谷市空家等除却推進事業補助金交付申請

- ア 鎌ヶ谷市空家等除却推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- イ 空家等の位置を表示した地図
- ウ 補助対象事業経費の見積書（内訳明細の分かるもの）の写し
- エ 除却工事施工者の建設業許可証(写)又は建設リサイクル法の規定による通知(写)
- オ 空家等の現況の写真
- カ 空家等の建物の全部事項証明書（未登記の場合は家屋課税台帳の写し）
- キ 空家等が立地する土地の全部事項証明書
- ク 除却工事の工事計画書
- ケ 除却後の跡地に係る書類
- コ 交付申請前年度の市税の納税証明書

※ この他にも補助要件等確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 鎌ヶ谷市空家等除却推進事業補助金実績報告

- ア 鎌ヶ谷市空家等除却推進事業補助金実績報告書（別記第6号様式）
- イ 除却工事の工事請負契約書の写し
- ウ 補助対象事業経費に係る請求書及び領収書の写し
- エ 除却工事の施工前、施工中及び施工後の写真
- オ 除却工事に伴い発生した廃棄物処理に関する処分報告書

※ この他にも実績報告等確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 鎌ヶ谷市空家等除却推進事業補助金交付請求

- 鎌ヶ谷市空家等除却推進事業補助金交付請求書（別記第8号様式）

(4) 鎌ヶ谷市空家等除却推進事業補助金跡地管理活用報告

- 鎌ヶ谷市空家等除却推進事業補助金跡地管理活用報告書（別記第9号様式）

第3 鎌ヶ谷市空家等除却推進事業の相談窓口

問い合わせ先

鎌ヶ谷市 都市建設部 建築住宅課 住宅係

電話番号 047-445-1141 (内線498)

047-445-1472 (直通)

F A X 047-445-1400